

美濃山小学校 P T A 会則（現行）

第 1 章 総 則

第 1 条（名称及び事務局）

本会は、美濃山小学校 P T A と称し、事務局を美濃山小学校内に置く。

第 2 条（会員）

本会の会員となる者は、次の通りとする。

- ① 美濃山小学校に在籍する児童の父母又は、これに代わる保護者。
- ② 美濃山小学校に勤務する教職員。

第 3 条（目的）

本会は、保護者と教職員が協力して、家庭・学校・地域社会の連携のもとに、児童の幸福な成長を図ることを目的とする。

第 4 条（活動）

本会は、前条の目的を達成するため、次の活動をする。

- ① より良い学校づくりに会員のすべてが力を合わせ、学校教育の推進・向上に寄与する。
- ② 会員の教養の向上と、相互の親睦を図る。
- ③ 家庭・学校・地域社会の緊密な連携を深めることによって、児童の心身の健康と安全を守るために協力する。
- ④ 児童の学習条件の向上を図るため、学校の教育環境の整備に協力する。
- ⑤ 各種教育団体と連携を図る。
- ⑥ その他、本会の目的達成のため必要と認められること。

第 5 条（方針）

この会の活動にあたっては、家庭・学校・地域社会の連携のもとに、教育の振興のため次の方針に従う。

- ① 会員は平等の権利と義務を有し、人種・信条・性別・社会的身分又は門地の違いによって、いかなる差別や不利益も受けない。
- ② 児童の教育並びに福祉のために活動する団体及び機関と、自主的精神のもとに對等の立場で協力する。
- ③ 特定の政党や宗教の利害を図ったり、又もっぱら営利を目的とする行為は行わない。
- ④ 個人、団体を問わず、他のいかなるものの支配及び干渉を受けない。
- ⑤ 学校と P T A は相互に干渉することなく尊重し合う。

第2章 組 織

第6条 (機関)

本会に次の機関を置く。

- ① 総会
- ② 運営委員会
- ③ 本部役員会

第7条 (総会)

総会は、会の最高議決機関であり、全会員をもって構成され原則として年1回以上会長が招集する。但し会長が必要と認めたとき、若しくは会員の1/5以上の要望があるときは臨時に開催できる。

第8条 (総会成立条件)

総会の成立条件は次の通りとする。

- ① 総会は会員の5分の1以上の出席をもって成立する。(委任状を含む)
- ② 議決は、出席者の過半数で決する。可否同数の場合は議長が決する。但し、会則改正に関しては、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

第9条 (総会議決事項)

総会で議決する事項は、次の通りとする。

- ① 活動事業及び会務報告
- ② 会計決算の報告及び会計監査報告承認
- ③ 本会役員及び会計監査の承認
- ④ 年間事業計画
- ⑤ 会計予算の審議
- ⑥ 会則の改正
- ⑦ その他の重要事項

第10条 (運営委員会)

運営委員会は総会に次ぐ議決機関であり、且つ議決事項の執行に責任を負うものであり、本部役員、各委員長、各副委員長、及び学校代表によって構成され原則として毎月1回開催する。但し、会長の判断により臨時に開催することができる。

第11条 (運営委員会の議決事項)

運営委員会の議決事項は、次の通りとする。

- ① 総会の議決に基づき、予算執行及び事業計画の推進。
- ② 運営上必要と認められる内規を審議し執行。
- ③ その他、必要と認められること。
- ④ 運営委員会においての議決は、出席者の過半数をもって決することができる。

第12条 (本部役員会)

本部役員会は、会長、副会長、庶務及び会計によって構成され、会長の招集により毎月1回開催する。又、本会の運営に関し必要な予算並びに事業の総合的な企画、立案及び決定を行う。

第3章 役員及び委員

第13条（役員と任務）

本会の役員は次の通りとし、別に定める細則に基づき選出され、総会において承認される。

- | | | |
|-------|----|--|
| ① 会長 | 1名 | 会長は本会を代表し、会務を総括する。 |
| ② 副会長 | 2名 | 副会長は会長を補佐し、会長が職務を行えない時は、その職務を代行する。
〔但し、八幡市連絡協議会において役員に該当する〕
〔6年間のみ1名増員する。〕 |
| ③ 庶務 | 2名 | 庶務は本会の記録、事務を担当する。 |
| ④ 会計 | 2名 | 会計は本会の一切の会計を処理する。 |

第14条（会計監査）

本会に会計監査を置く。会計監査は2名とし、本会の会計事項の監査を行い、その結果を総会で報告する。会計監査の選出方法は、別に定める細則による。

第15条（各委員の選出）

本会に各委員を置き、それぞれ委員会を構成する。又、各委員の選出方法は、別に定める細則による。

第16条（各委員会の任務）

本会に次の委員会を置く。

- | | |
|--------------|---|
| ① 地域委員会 | 地域及び校区内における児童の健全育成と通学の安全を図り、環境整備や非行防止に努める。 |
| ② 学年委員会 | 学年に関する活動及びベルマーク・インクカートリッジの活動を主とし推進する。 |
| ③ 選挙管理委員会 | 選挙に関する活動を推進する。 |
| ④ 文化・保健体育委員会 | 文化的事業、保健体育的事業及び研修事業を企画実施し、会員の教養を高めたり、心身の健康保持に努めるとともに、会員相互の親睦を深める事業を推進する。又、学校給食に対する意識の高揚、学校の文化的環境整備等を推進する。 |
| ⑤ 広報委員会 | 広報活動を通じて、会員の意識の向上を図る。 |

※その他必要ある時は、会長の要請に基づき、臨時に特別専門委員会を置くことができる。

第17条（任期）

役員及び委員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

- | |
|---|
| ① 役員及び委員等に欠員が生じたときは、それぞれの方法によって補欠を選出することができる。但し役員については、運営委員会の承認を必要とし、又速やかに会員に知らせなければならない。
尚、補欠については別に定める細則による。 |
| ② 補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。 |

第4章 会 計

第18条（会計）

会員は、本会運営のための会費を納めるものとする。但し、特別の事由のある場合は会費を免除することができる。

第19条（経費）

本会の活動に関する経費は、会費、その他の収入によって支弁され、臨時の収入については、特別会計を設けることができる。

- ① 各委員会、及び学年・学級の活動費に係る事項については別に定める細則による。
- ② 特別会計の収支は、一般会計同様、総会に報告し承認を得なければならない。又、その使途は別に定める細則による。

第20条（会計）

本会の会計は、総会で定められた予算に基づいて行われ、決算は会計監査を経て総会に報告し、その承認を得なければならない。

第21条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 サークル活動

第22条（目的）

文化・スポーツ活動を通して会員相互の親睦を図り、教養を高める目的のために、サークルを結成し、補助を受けることができる。

尚、サークル活動に係る事項については別に定める細則による。

第6章 慶 弔

第23条（慶弔）

慶弔、その他見舞い等については、別に定める細則による。

附 則

第1条（制定、実施期日）

本会則は、2002（平成14）年5月21日制定、施行する。

2009（平成21）年1月14日改正、施行する。

2009（平成21）年11月20日改正、施行する。

第2条（細則の制定又は改廃）

本会の運営に必要な細則は運営委員会で定め、細則が制定又は改廃された場合は、これを次期総会に報告し承認を得なければならない。

第3条（内規制定）

本会則の不備を補うため別に運営委員会の議を経て、内規を定めることができる。

美濃山小学校 P T A 細則

第 1 章 選挙規程

第 1 条 (選挙規程)

会則第 13 条及び 15 条の定めにより本会の役員、委員選出に関する事務処理を行うため、選挙管理委員会を設け、実施細則「選挙規程」を次の通り定めるものとする。

第 2 条 (選挙管理委員会)

選挙管理委員会の構成は、次の通りとする。

- ① 選挙管理委員会は、各学級にて選出された選挙管理委員で構成する。
(但し、6 年生は除く。)
- ② 選出された選挙管理委員中より話し合いの上、委員長 1 名、副委員長 2 名を互選する。

第 3 条 (選挙管理委員の任務)

選挙管理委員の任務は次の通りとする。又、選挙管理委員は被選挙権を持たない。

- ① 本部役員、委員の選出にあたり、辞退権行使の該当者に受付機関を設けて辞退権の提出を求め、全児童の P T A 役員役職履歴名簿を作成する。
P T A 役員役職履歴名簿作成において、P T A 役員役職履歴名簿の用紙に各家庭にて記載を行い提出し、その後選挙管理委員にて確認を行い、不備がなければ選挙管理委員会にて保管し、活動の際使用するものとする。(記入に不備があれば選挙管理委員より各家庭への問合せもありうる。)
- ② 辞退権行使の該当者が期間内に辞退権提出をしなかった場合は、その年度に限り辞退権は失効する。
- ③ 学年学級ごとの委員の選出については、それぞれの事情を十分話し合った上で、選出することを原則とする。但し、欠席者の取扱いは、選挙管理委員が代理となり抽選を行う。
- ④ 選挙管理委員は、すべての役員、委員及びその代表が確定後、速やかに全会員へ文書で通知する。
- ⑤ 選挙管理委員は、それぞれ選出された学年（学級）の事務処理にあたり、委員長はそれを総括する。

第 4 条 (本部役員選出)

本部役員の選出は、次の通りとする。

- | | | |
|--|-----|-----------------------------|
| ○ 会長 | 1 名 | 父母会員中より 1 名選出 |
| ○ 副会長 | 2 名 | 父母会員中より 2 名選出 |
| (但し、八幡市連絡協議会において役員に該当する 6 年間に限り 1 名増員とする。) | | |
| ○ 庶務 | 2 名 | 父母会員中より 2 名選出 |
| ○ 会計 | 2 名 | 父母会員中より 1 名選出、教師会員中より 1 名選出 |
| 計 | 7 名 | 父母会員中より 6 名、教師会員中より 1 名 |

第5条（本部役員の選出方法）

本部役員の選出の手続きは次の通りとする。

1. 本部役員の選出方法は次の通りとする。
 - ① 各学年（但し6年生は除く）において話し合いの上、立候補及び推薦又は、投票等で役員候補2名以上を選出する。但し、候補者が10名以下の学年が生じた場合、その選出方法は選挙管理委員長により決定される。又、候補者の在籍クラスが2学年以上に重なる場合は高学年から選出するものとする。
 - ② 選出時期は年度末とし、役員回数は1家庭につき1回とする。
 2. 被選挙権辞退の基準は次の通りとし、各学年において十分な話し合いを行う。
 - ① 本部役員（補欠を除く）を経験したものは、次年度以降の選出からは辞退することができる。
 - ② 当該年度内の4月1日現在、未就学児を持つ会員は被選挙権を辞退することができる。
 - ③ 母子家庭・父子家庭の場合は、被選挙権を辞退することができる。
 - ④ 特別支援学級（わかば学級）は交流学級での選出とするが、辞退も可能である。
 3. 選挙管理委員会は1・2によって選出された役員候補者全員の集会を持ち、前年度本部役員の立ち合いのもとで互選会を開いて役員、役職、補欠とも決定し、総会で承認を得る。互選による決定ができない場合、全会員の投票による選挙とする。
 - ① 選挙管理委員会は役員候補者の名簿と投票用紙を選挙の5日前までに全会員に配布する。
 - ② P T A会員は所定の投票用紙に全役員候補者の中から1名を無記名投票する。選挙管理委員会は会長、副会長立ち合いのもとに開票し最高得票者を会長候補とし、次点者より5名を役員候補として互選により役職を決める。（1名を補欠とする）
 - ③ 補欠については次の通りとする。
 - ア. 細則第5条により1年間補欠の場合は、本部役員を経験したことにはならない。
 - イ. 細則第6条によりその年の各委員は兼任できない。
 - ウ. 本部役員に欠員が生じた場合、本部役員会の話し合いにより、補欠を補充することができる（注1）。補欠は原則として欠員の任務を行う（注2）が、補欠が会長の任務を代行又は行うことはできない。また欠員によって役員の任務を変更する必要がある場合（注3）、本部役員会で変更内容を決定し、運営委員会で承認を得なければならない（会則17条による）。
- （注1） 時期によっては補充する必要はない。
- （注2） 会長が欠けた場合、副会長が会長になるため、副会長が欠員となり、補欠が副会長となる。
- （注3） 例1 副会長が会長になる。
例2 補欠が補充される。
例3 必要があつて、庶務が会計に回り、庶務に補欠が入る等の場合。
- エ. 補欠はその児童につき1回とする。
4. 会則第13条に規定する会計2名の内1名の教職員については学校で選出する。

第6条（委員選出方法）

委員の選出の手続きは、次の通りとする。

委員は当該年度の本部役員及び本部役員補欠以外のものより選出する。

1. 本部役員（補欠を除く）を経験したものは、その児童について、各委員を次年度以降の選出からは辞退することができる。尚、2人目からの児童についても同様とする。会長経験者については、選出の多巡が発生した場合についても、すべてにおいて辞退できる。
2. 地域委員の選出方法は次の通りとする。
 - ① 別に定める地域により話し合いの上、立候補及び推薦又は、抽選等で地域委員を選出する。又、各地域委員の互選により委員長・副委員長も併せて選出する。選出は前年度の地域委員があたるが、選出方法は地域毎の合意の方法によるものとする。
 - ② 選出時期は年度末とし、委員回数は1家庭につき1回とする。
又、その対象者が1巡した場合は2巡目となる。
 - ③ 被選挙権辞退の基準は次の通りとし、地域において十分な話し合いを行う。
 - ア. 当該年度内の4月1日現在、3歳以下の幼児を持つ会員は被選挙権を辞退することができる。
 - イ. 母子家庭・父子家庭の場合は、被選挙権を辞退することができる。
 - ④ 定数及び地域区分については、別に定める内規による。
 - ⑤ その他の委員を兼ねることはできない。
 - ⑥ 特別支援学級（わかば学級）は交流学級での選出とするが、辞退も可能である。
3. 各委員の選出方法は次の通りとする。
 - ① 各学年・学級において話し合いの上、立候補及び推薦又は、抽選等で各学年の各委員を役員定数表の通り選出する。
※ 但し、候補者の在籍クラスが2学年以上に重なる場合は、高学年から選出するものとする。
 - ② 被選挙権辞退の基準は次の通りとし、学年において十分な話し合いを行う。
 - ア. 当該年度内の4月1日現在、3歳以下の幼児を持つ会員は被選挙権を辞退することができる。
 - イ. 母子家庭・父子家庭の場合は、被選挙権を辞退することができる。
 - ③ 地域委員を兼ねることはできない。
 - ④ 特別支援学級（わかば学級）は選挙管理委員を1名選出することができる。
その他の委員は、交流学級での選出とするが、辞退も可能である。
 - ⑤ 各委員の互選により長・副、各1名を選ぶ。但し、新一年生（第1子に限り）各委員の委員長を辞退することができる。
4. 会則第17条第①号の定めにより、運営委員会で補充が必要と認められるときは、選挙規定に準じて補欠を選出する。
 - ① 各委員長に欠員が生じた場合、各副委員長がその任につく。
 - ② 被選挙権辞退の基準は、任期途中で補充された者についても、同様に適用される。
5. 各委員長の被選挙権辞退は次の通りとし、各学年において十分な話し合いを行う。

- ① 各委員長を経験したものは、その児童については本部役員、各委員の長・副及び委員を次年度以降の選出から辞退することができる。
その他の児童については、本部役員及び各委員の長・副を次年度以降の選出から辞退することができる。
 - ② 各副委員長を経験した者は、その児童については地域委員以外を次年度以降の選出から辞退することができる。
その他の児童については本部役員及び各委員の長、地域委員の長・副を次年度以降の選出から辞退することができる。
※辞退権表を参照のこと。
6. 選出の多巡が発生した場合は、会長経験者以外の被選挙辞退権を無くし選出を行う。但し、当該年度内の4月1日現在、3歳以下の幼児を持つ会員は被選挙権を辞退することができる。

第2章 会計監査

第7条（会計監査の選出）

会則第14条の定めにより、会計監査の選出は、役員、委員以外の会員中より2名を会長が推薦し総会で承認を得る。

第3章 会費、活動費及び特別会計

第8条（会費）

会則第18条の定めにより、本会の会費は次の通りとする。

1 家庭、月額300円とする。但し、教職員は1会員、月額150円とする。

（1家庭4ヵ月ごとに1,200円を徴収する。）

第9条（活動費）

1. 会則第19条の第①号の定めにより、活動費は、各委員会で検討する。

但し、以下の点を十分考慮した上での実行とする。

- ① 総会で定められた予算に基づいて活動計画を立て、活動に必要な経費に充てる。
- ② 児童対象の活動については、物品支給のみで活動に代えることは認めないものとする。
- ③ 会計への請求は、原則として事後、請求書に必要事項記入の上、領収書を添付して提出する。
- ④ 年度末での残金は、次年度繰越とする。

2. PTA活動による交通費等の支給は内規による。

第10条（特別会計）

1. 会則第19条の第②号の定めにより、特別会計を設ける。

① 収入は、バザー、ベルマーク、インクカートリッジ回収等による。

② ①の実施については、運営委員会での決定による。

2. 会則第19条の定めにより、特別会計の使途は、次の通りとする。

- ① 記念事業等への積み立て（記念事業の一環として遊具等の新設、補修）も含む。
- ② その他、運営委員会で検討し、総会において承認されたこと。

第4章 サークル活動規程

第11条（サークル活動規程）

会則第22条の定めにより、サークルの活動をより円滑に推進するため「サークル活動規程」を次の通り定めるものとする。

第12条（サークルの成立条件）

サークルの成立条件は、次の通りとする。

- ① サークルは、会員又はOBが参加対象者でなければならない。
- ② サークルの結成は、運営委員会に届け出て、認可を受けるものとする。
- ③ サークルは、毎年度、代表者名及び活動計画を運営委員会に報告の上、総会で承認を得なければならない。
- ④ サークルは、その活動を他の会員に広く認識してもらう目的をもって、当該のPTA行事には、積極的に参加、協力する。

第13条（サークルへの補助）

前条の条件を満たし、結成後半年以上経過したサークルについては、活動費を補助することができる。但し、その収支は運営委員会に報告の上、総会で承認を受けなければならない。

第5章 慶弔

第14条（慶弔・見舞い）

会則第23条の定めにより、本会の会員に関する弔慰及び見舞等についてはその意を表するものとして内規に定める。

附 則

第1条（制定、実施期日）

本細則は、2002（平成14）年5月21日制定、施行する。
2003（平成15）年7月11日制定、施行する。
2009（平成21）年1月14日改正、施行する。
2009（平成21）年11月20日改正、施行する。
2010（平成22）年5月21日改正、施行する。
2011（平成23）年5月20日改正、施行する。
2011（平成23）年11月16日改正、施行する。

第2条（内規制定）

本会細則の不備を補うため別に運営委員会の議を経て、内規を定めることができる。

(辞退権について)

《一巡目》

辞退権 履歴		本部 会長	本部 副会長 庶務 会計	地域 委員(長)	地域 委員(副)	地域 委員	学年委員(長) 選管委員(長) 広報委員(長) 文・保委員(長)	学年委員(副) 選管委員(副) 広報委員(副) 文・保委員(副)	学年委員 選管委員 広報委員 文・保委員
本部長	その児童	○	○	○	○	○	○	○	○
	その他の 児童	○	○	○	○	○	○	○	○
副会長 本部 庶務 会計	その児童	○	○	○	○	○	○	○	○
	その他の 児童	○	○	○	○	○	○	○	○
地域委員(長)	その児童	○	○	○	○	○	○	○	○
	その他の 児童	○	○	○	○	○	○	○	
地域委員(副)	その児童	○	○	○	○	○	○	○	○
	その他の 児童	○	○	○	○	○	○		
地域委員	その児童			○	○	○			
	その他の 児童			○	○	○			
学年委員(長) 選管委員(長) 広報委員(長) 文保委員(長)	その児童	○	○	○	○	○	○	○	○
	その他の 児童	○	○	○	○		○	○	
学年委員(副) 選管委員(副) 広報委員(副) 文保委員(副)	その児童	○	○	○	○		○	○	○
	その他の 児童	○	○	○	○		○		
学年委員 選管委員 広報委員 文保委員	その児童						○	○	○
	その他の 児童						注)1 (○)		
① 委員会への出席数が全回数の4分の3に満たない場合は、辞退権は無効とする。 ② 注)1 その児童とその他の児童が同じ委員である時のみ有効とする。 但し互選の際、全員が委員長の辞退権を有する場合は、辞退権は無効となり互選を行うこととする。 ※選挙管理委員は、次年度の辞退権を有する。									

※その他の児童…兄弟・姉妹の事

○…辞退権あり

《二巡目以降》

辞退職権 履歴		本部 会長	本部 副会長 庶務 会計	地域 委員(長)	地域 委員(副)	地域 委員	学年委員(長) 選管委員(長) 広報委員(長) 文・保委員(長)	学年委員(副) 選管委員(副) 広報委員(副) 文・保委員(副)	学年委員 選管委員 広報委員 文・保委員
本部長	その児童	○	○	○	○	○	○	○	○
	その他の児童	○	○	○	○	○	○	○	○
副会長 本部 庶務 会計	その児童	○	○	○	○	○	○	○	○
	その他の児童	○	○	○	○	○	○		
地域委員⑩	その児童			○	○	○	○	○	○
	その他の児童			○	○	○	○		
地域委員⑪	その児童			○	○	○	○	○	○
	その他の児童			○	○	○			
地域委員	その児童			○	○	○			
	その他の児童			○	○	○			
学年委員⑫ 選管委員⑫ 広報委員⑫ 文保委員⑫	その児童			○	○	○	○	○	○
	その他の児童			○			○		
学年委員⑬ 選管委員⑬ 広報委員⑬ 文保委員⑬	その児童						○	○	○
	その他の児童								
学年委員 選管委員 広報委員 文保委員	その児童						○	○	○
	その他の児童								

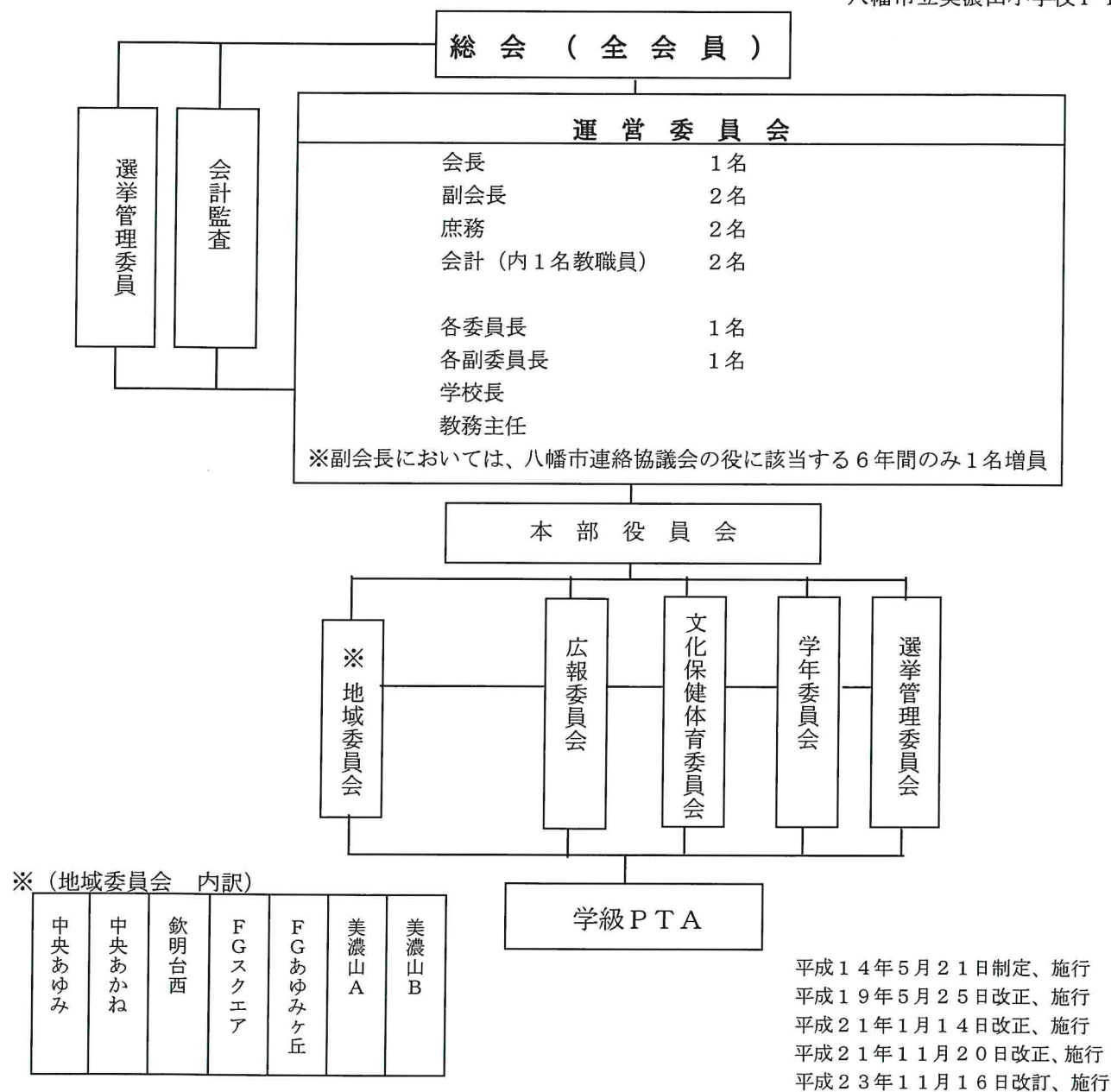
※選挙管理委員は、次年度の辞退職権を有する。

※その他の児童…兄弟・姉妹の事

○…辞退権あり

PTA 組織図

八幡市立美濃山小学校 P T A

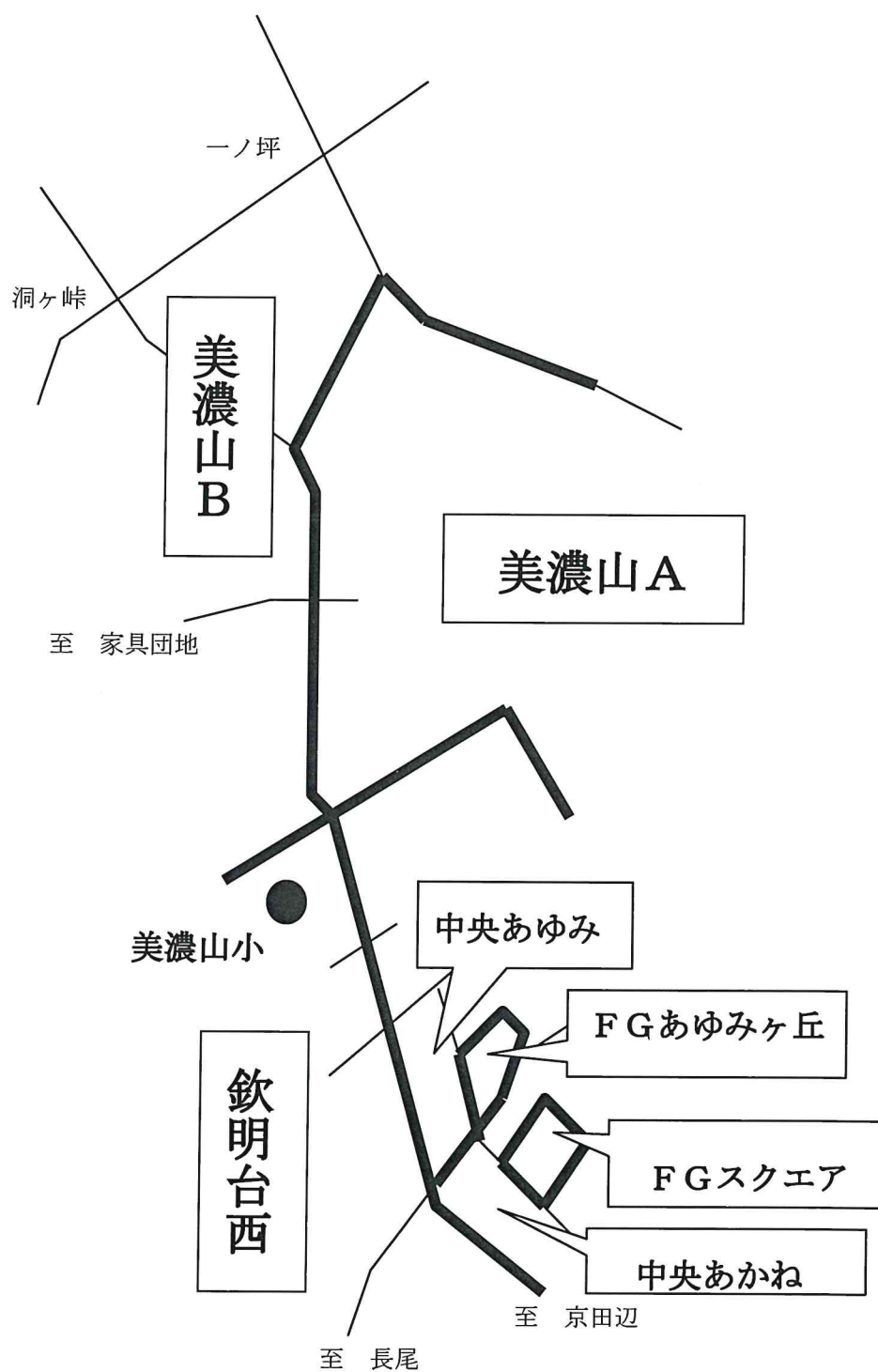


役員定数表

◎1～6年生 ※ただし学年委員の選出は各クラスからとする

	学年委員	選挙管理委員		文化保体委員	広報委員	合計	
		1～5年	6年			1～5年	6年
2クラス	2	2	0	2	2	8	6
3クラス	3	3	0	2	2	10	7
4クラス	4	4	0	3	2	13	9
5クラス	5	5	0	4	2	16	11

八幡市立美濃山小学校 P T A 地域区分



美濃山小学校PTA内規

会則の附則第3条及び細則の附則第2条の定めにより、本規程の改廃は運営委員会の協議を経て決定する。

1. 会則第23条及び細則第14条の定めにより、会員又は本校児童に不幸があった場合は供花及び香典1万円とし、見舞については火事若しくはPTA活動中の事故（入院1週間、全治2週間以上）を一律5千円とする。
2. 細則第6条1項の第④号の定めにより、地域委員の地域は、美濃山A、美濃山B、欽明台西、中央・FGあゆみ（旧中央あゆみ・旧中央あかね・旧FGあゆみヶ丘）FGスクエアの5地域とする。委員定数については、別に定めるPTA組織図による。地域区分については、別添の地図を参照のこととする。
3. 細則第9条2項の規定により、本会の目的達成のため、本部役員・各委員が本校校区を離れて行う活動経費と旅費に関する事項を以下のとおり定める。
 - ① 本会を代表して、会議等に出席する場合、それに要する負担金及び臨時会費等は本会より支払うものとする。
 - ② 旅費は、鉄道賃・車賃として、別表(1)によりそれぞれ支給する。なお、別紙により、本人が請求するものとする。尚、経費の請求は最も経済的な通常の経路及び方法によるものとする。
 - ③ 上記活動経費（食事代上限450円含む）・旅費等の支払いは本会予算の運営費該当項目より支給するものとする。
 - ④ 食事代は5時間以上の活動に対し支給するものとする。
4. 会則第19条及び細則第8条により徴収する会費の徴収方法は次のとおりとする。
 - ① 会費は3期に分けて徴収するものとし、第1期は4～7月分を5月に、第2期は8～11月分を10月に、第3期は12～3月分を1月にそれぞれ徴収するものとする。
 - ② 会費は在籍日が月に1日以上あった場合、その月分を徴収する。
 - ③ 期の途中で転出入があった場合は月単位で精算するものとする。
 - ④ 会計は会費納入台帳を作成し、年度末に会計監査を受ける。
5. 会則第14条及び細則第14条により会計監査の選出は前年度の本部役員の会員中より2名を会長が推薦し決定する。
6. 細則第2条第②号により、選挙管理委員長、副委員長の人数は、委員長1名、副委員長を1～3名とし、その年度の活動量に応じて必要人数を運営会議で決定するものとする。

附則 この内規4. は2002(平成14)年9月18日制定、施行する。

附則 この内規2. は2007(平成19)年5月25日改正、施行する。

附則 この内規2. は2009(平成21)年1月14日改正、施行する。

附則 この内規2. 3. は2009(平成21)年11月20日改正、施行する。

附則 この内規1. は2013(平成25)年4月19日改正、施行する。

附則 この内規2. は2015(平成27)年11月12日改正、施行する。

附則 この内規2. は2024(令和6)年3月15日改定、施行する。

附則 この内規5. 6. は2024(令和6)年3月15日制定、施行する。

	自家用車（運転者のみ）		
実 費	八幡市内	近隣市町村	左記以外
	200円	400円	600円

※ この表における（近隣市町村）とは、京田辺市、城陽市、久御山町、京都市伏見区を指すものとする。